

様式第一号の二 (第31条の3第1項 第36条の11関係) (令2農水経産令6・全改)

対象農産物産権保有届出書

年 月 日

殿

商号、名称又は氏名
所在地、住所又は居所
届出義務発生日

年 月 日

1. 提出者が対象農産物産権を保有する株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社に關する事項

株式会社商品取引所 又は商品取引所持株会社の商号	
本店の所在地	

2. 提出者に関する事項

(1) 提出者 (対象農産物産権保有者)

※ 1 個人 2 法人			
(ふりがな) 提出者の商号、名称又は氏名			
(ふりがな) 提出者の所在地、住所又は居所		〒	
個人	生年月日 年 月 日	(ふりがな)	
		勤務先名称	
	職業	勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日	(ふりがな)	代表者役職
		代表者名	
事業内容			
連絡先及び担当者名			

(2) 保有目的

--

(3) 対象議決権保有割合

対象議決権保有者 になった日	年 月 日
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)

(4) 対象議決権を有する株券に係る担保契約その他の重要な契約

--

3. 提出者と特別の関係にある者に関する事項

(1) 提出者と特別の関係にある者

※ 1 個人 2 法人			
(ふりがな) 提出者と特別の関係にある者の商号、 名称又は氏名			
(ふりがな) 提出者と特別の関係にある者の所在 地、住所又は居所		〒	
個人	生年月日 年 月 日	(ふりがな)	
		勤務先名称	
	職業	勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日	(ふりがな)	代表者役職
		代表者名	
事業内容			
連絡先及び担当者名			

(2) 対象議決権保有割合

保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
--------	---------------------

4. 提出者及び提出者と特別の関係にある者に関する総括表

(1) 提出者及び提出者と特別の関係にある者

1	21	41
2	22	42
3	23	43
4	24	44
5	25	45
6	26	46
7	27	47
8	28	48
9	29	49
10	30	50
11	31	51
12	32	52
13	33	53
14	34	54
15	35	55
16	36	56
17	37	57
18	38	58
19	39	59
20	40	60

(2) 提出者及び提出者と特別の関係にある者の対象議決権保有割合

保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
--------	---------------------

(記載上の注意)

1. この様式において「提出者と特別の関係にある者」とは、対象議決権保有届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出者と特別の関係（令第7条第1項各号又は第7条の4第1項各号に掲げる関係をいう。以下この様式において同じ。）にある者をいう。
2. 「商号、名称又は氏名」及び「所在地、住所又は居所」には届出書の提出者（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所を記入すること。また、代理人が提出する場合にあっては、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること。
3. 届出書の提出者が、当該提出者と特別の関係にある者の委任を受けて、当該提出者及び当該特別の関係にある者の届出書をまとめて提出する場合にあっては、「商号、名称又は氏名」及び「所在地、住所又は居所」には、当該提出者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所を記入すること。また、当該特別の関係にある者が、当該提出者に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該特別の関係にある者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること。
4. 法人の場合にあっては、「商号、名称又は氏名」には、当該法人の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。
5. 「届出義務発生日」には、株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者となった日を記載すること。
6. ※のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。
7. 「2. (4) 対象議決権を有する株券に係る担保契約その他の重要な契約」には、株券に関する担保契約その他の重要な契約がある場合に、当該契約の相手方、当該契約の対象となっている議決権の数その他の内容を記載すること。
8. 届出書の提出者が、当該提出者と特別の関係にある者の委任を受けて、当該提出者及び当該特別の関係にある者の届出書をまとめて提出する場合にあっては、当該提出者及び当該特別の関係にある者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「2. 提出者に関する事項」に記載し、これらの議決権の保有状況を一括して「4. 提出者及び提出者と特別の関係にある者に関する総括表」に記載すること。この場合において、「3. 提出者と特別の関係にある者に関する事項」は記載することを要しない。
9. 「3. 提出者と特別の関係にある者に関する事項」には、届出書の提出者と特別の関係にある者がいる場合に、当該提出者が丁知している範囲内で記載すること。
10. 「3. 提出者と特別の関係にある者に関する事項」には、届出書の提出者と特別の関係にある者がいる場合にのみ、当該特別の関係にある者ごとに記載し、「4. 提出者及び提出者と特別の関係にある者に関する総括表」には、届出書の提出者と特別の関係にある者がいる場合にのみ、当該提出者及び当該特別の関係にある者の議決権の保有状況を一括して記載すること。届出書の提出者と特別の関係にある者がいない場合にあっては、「3. 提出者と特別の関係にある者に関する事項」及び「4. 提出者及び提出者と特別の関係にある者に関する総括表」は記載することを要しない。
11. 「4. (1) 提出者及び提出者と特別の関係にある者」には、届出書の提出者と特別の関係にある者がいる場合に、当該提出者及び当該提出者と特別の関係にある者の商号、名称又は氏名を記載すること。
12. 「4. (2) 提出者及び提出者と特別の関係にある者の対象議決権保有割合」には、届出書の提出者と特別の関係にある者がいる場合に、当該提出者及び当該提出者と特別の関係にある者の保有議決権数を合計して記載すること。